

税 務

減額更正の義務付け訴訟を認めず

裁判所、「更正の申出」の場合でも義務付け訴訟は認められない旨を示唆

要
約

- 東京地裁、減額更正の義務付け訴訟について、納税者の請求を相次いで却下する判決。
- 新たに運用が始まった「更正の申出」、法令上の根拠はなく、性質上は従来の嘆願と同じであると指摘。
- 申出のとおり減額更正がなされない場合でも、減額更正の義務付け訴訟は認められない公算大。

平成23年12月の国税通則法の改正により、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の更正の請求期間が1年から原則5年に延長される一方、同日より前に法定申告期限が到来する国税の更正の請求期間は1年のままだ。

ただし、同日より前に法定期限が到来する国税についても、たとえば法人税では、更正の請求期間（1年間）を過ぎた課税期間であっても、法定申告期限から5年以内に「更正の申出」を行えば、調査の結果により、減額更正が認められることとなった。

ところで、更正の申出については、たとえ更正の申出のとおり減額更正がなされなかった場合であっても、異議申立てや審査請求といった不服申立てをすることができないこととされている。

したがって、更正の申出のとおり減額更正がなされなかったことに不服がある納

税者は、直接裁判所に訴訟を提起することとなるが、その訴訟手段の1つとして挙げられるのが、行政事件訴訟法に基づく義務付け訴訟だ。

しかし、この減額更正の義務付け訴訟について、東京地裁は相次いで納税者の請求を却下する判決を言い渡している（東京地裁平成24年2月28日判決・同平成24年7月20日判決）。

いずれの事案も、更正の請求期間が経過した後、過大申告を理由として減額更正を求める嘆願を行ったものの認められなかったことから、これを不服として減額更正の義務付け訴訟が提起されたもの。平成24年7月20日判決では、税制改正（平成23年12月）を契機に運用が始まった更正の申出について、法令上の根拠に基づくものではなく、課税当局が更正の義務を負わないという点では、従来のいわゆる嘆願と性質上は同じである旨を指摘している。この指摘を踏まえれば、更正の申出のとおり減額更正が行われなかった場合であっても、行訴法を根拠とした減額更正の義務付け訴訟は認められない公算が高いといえそうだ。

なお、平成24年7月20日判決の事案の納税者は、減額更正の義務付け訴訟が却下される一方で、減額更正を行わなかった税務署長の過失を指摘したうえ、国に対する国家賠償請求訴訟を別に提起している。